

生活排水を みなおそまい!

図▶環境都市推進課(☎71)2206)、下水道課(☎71)2258)



あなたの家の排水は大丈夫?

家庭で使った水がその後どこへ行くのか知っていますか。家庭からの生活排水は浄化槽又は下水道を通して処理され、川や海へ流れていきます。家庭で出る排水について、見直しましょう。

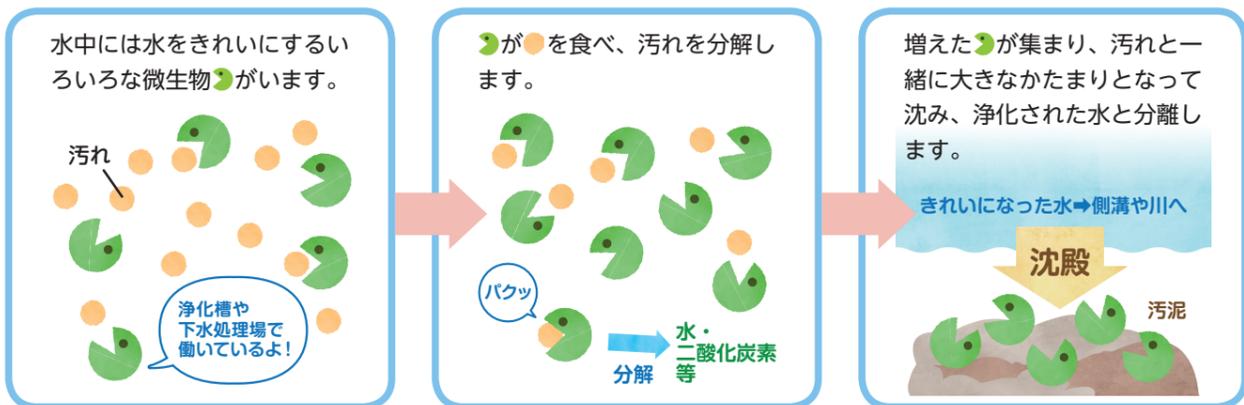
●浄化槽や下水道は微生物が浄化しています!

家庭から出た生活排水は、どのように処理されるのでしょうか。

浄化槽を使用している家庭の排水は、浄化槽の中の微生物が排水に含まれる汚れを食べてきれいにしています。そして、きれいになった排水は側溝等に流れていきます。また、汚れを食べておなか一杯になった微生物は、浄化槽の底に沈み、汚泥となります(下図参照)。この汚泥が溜まりすぎてしまうと、浄化槽の機能に支障が出るため、定期清掃でくみ取る必要があります。

下水道に接続している家庭の排水は、下水処理場まで流れていった後、処理され川や海へ流されます。浄化槽と規模は違いますが、微生物の働きによってきれいにする仕組みは同じです。一方で、浄化槽と違い、各家庭での汚泥の定期清掃は必要ありません。

〈図〉浄化槽・下水道の浄化の仕組み



●排水口に流してはいけないもの

⚠微生物が食べきれないよ!

※浄化しきれないまま流れていってしまいます。



生ごみ 牛乳・ジュース



⚠微生物が死んじゃうよ!



ガソリン・灯油 薬品等

浄化槽・下水道をきちんと使いましょう

家庭からの生活排水が適切に処理されないと、川や海の汚れの大きな原因となってしまいます。正しく使って、きれいな環境を保ちましょう。

今日からできる対策!

- 食べ残し・飲み残しをしない
- 三角コーナーや水切りネットで汚れを取り除く
- 使用済み油は吸収剤や新聞紙等に吸わせて、燃やせるごみとして捨てる
- 環境にやさしい洗剤を選んで、表示に従って適量を使う



浄化槽を使用している人へのお願い

1 単独処理浄化槽を使用する人は合併処理浄化槽に転換を

単独処理浄化槽はトイレの排水のみを処理しており、台所等の排水は処理されません。市では単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換工事に補助金を交付しています。詳しくは環境都市推進課に問い合わせてください。

2 浄化槽の法定検査・清掃等を忘れずに

浄化槽管理者には下記のことが法律で義務付けられています。

- 指定検査機関による法定検査を年1回受ける
指定検査機関→(一財)中部微生物研究所(☎0533(76)2228)
- 清掃と保守点検を年1回以上行う
清掃・保守点検業者→市HP内「浄化槽の維持管理」ページを参照



市HPへ



適正に管理していない浄化槽からの排水による悪臭や側溝の汚れで、近隣住民からの苦情に発展する事例が発生しています。浄化槽を適正に管理しましょう。



3 下水道接続のお願い

法律で、下水道を使える区域に住む人は下水道に接続しなければならないとされています。区域内で下水道に接続していない人は、少しでも早い接続をお願いします。下水道を使える区域は、右記QRコードから確認できます。



市HPへ

下水道に接続すると…

道路側溝の様子



接続前

接続後

生活排水が側溝に流れなくなることによって、汚れや異臭の原因がなくなり、快適な生活環境になります。



下水道に接続するには…

下水道への接続は、市排水設備工事指定工事店(右記QRコードから参照可)で行う必要があります。まずは、指定工事店に相談してください。また、接続の際に浄化槽を雨水貯留施設に転用する場合、市が設置費用を一部補助します。詳しくは下水道課に問い合わせてください。



市HPへ

9月10日は
下水道の日です!



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

10月は
クリーン排水月間及び
浄化槽強化月間です!